

東中野図書館 法律情報局

東中野図書館 個性づくりテーマ展示《第8回》

司法と冤罪

“冤罪”とは無実なのに犯罪者として扱われてしまうこと。

最近も再審が認められた“東電OL事件”等のニュースの中で良く耳にした言葉だと思います。

冤罪事件はなぜ起こるのでしょうか？



「疑わしきは罰せず」という刑事裁判の原則から逸脱、そして人が人を裁く難しさが根底にはあるのでないでしょうか。

☆展示期間：平成24年9月1日（土）～
10月24日（水）

☆展示場所：東中野図書館3F
法務情報コーナー

☆問い合わせ：東中野図書館
中野区東中野1-35-5
03(3366)9581





冤罪事件には軽犯罪から有罪になれば死刑になるような重大事件まで様々なものがあります。そしてこのような冤罪で昔から問題視されているのは捜査機関をはじめとした司法によって作られた冤罪です。自分には全く関係のない話だと思いがちですが、一時期話題になった痴漢冤罪などはとても他人事とは思えないはずです。

日本 4 大死刑冤罪事件



免田事件

1948年12月30日、熊本県人吉市で祈祷師一家が襲われ、現金が盗まれた。夫婦は殺害され、娘2人は重傷。警察は男性(当時23歳)を玄米を盗んだ罪で別件逮捕し、殺人事件で再逮捕。男性は死刑判決を受けるが警察による自白強要、証人への誘導尋問、検察の証拠品の廃棄などが原因で事件発生から31年後に無罪判決が言い渡される。



財田川事件

1950年2月28日、香川県三豊郡財田村(現三豊市)で闇米ブローカーの男性が全身30ヶ所を刺され、現金を奪われ、殺害される。隣町で2人組の強盗事件が発生し、その事件の容疑者としてA(当時19歳)ともう1人が逮捕された。もう1人はアリバイが証明され釈放となったが、Aはアリバイ成立に疑惑が残ったため、起訴、死刑判決を受けた。しかし警察の自白強要、証拠の捏造等から発生34年後に無罪判決が言い渡される。



島田事件

1954年3月10日、静岡県島田市にある幼稚園から6歳の女児が行方不明になり、山林で遺体が発見される。県警は捜査対象者としていた精神病歴者、知的障害者であり、住所不定の男性(当時25歳)を職務質問の上、正当な理由なく身柄を拘束、窃盗で別件逮捕した後、殺人でも逮捕。男性は死刑判決を受けるも警察の虚偽の供述調書の作成、検察官による証拠の隠匿等により34年後に無罪判決。



松山事件

1955年10月18日、宮城県松山町で幼児を含む一家4人が殺害され、住まいに放火される。事件発生後1ヶ月で捜査は暗礁に乗り上げる。県警は犯行事件後に地元を離れた人間を調査し、東京に勤務していた男性(当時24歳)を別件逮捕の後、強盗殺人・放火の疑いで逮捕。男性は死刑判決を受けるも警察の自白強要、証拠の隠匿等により28年後に無罪判決。

冤罪の原因

捜査の段階で冤罪に共通しているのは多くの場合

1. 初動捜査の混乱
2. 推定シナリオに基づく見込み捜査(微罪逮捕、別件逮捕を含む)
3. 違法な取り調べ
4. 自白の強要
5. 証拠の偽造や隠匿

などが挙げられます。日本には先進国でも極めて珍しい代用刑事施設という取調べ体制があります。留置場で長い間拘束し、取調べを行うことができ、それにより司法当局の求める自白を簡単に引き出すことが可能となります。見込み捜査は先入観、思い込み、政治的意図などによりある人物を犯人に仕立て上げ、自白を得るために強引な取り調べを招き、時には拷問や暴力による虚偽の自白を誘発します。さらに容疑者に有利な証拠の破棄や容疑者に不利な証拠の捏造を引き起こします。

そして公判の段階では

1. 裁判官の警察、検察に対する過信
2. 不十分な証拠調べ
3. 自白の任意性・信用性の判断
4. 被告人の供述の変遷理由の軽視
5. 弁護側の提出証拠への不信
6. 鑑定資料のずさんな保管や誤り

などが挙げられます。その多くは権力ある側が持つ予断や偏見によるところが大きいと思われます。

冤罪の対策

上記に挙げた冤罪の原因を防ぐにはいくつかの対策が考えられます。

1. 弁護人の接見と外部との連絡
2. 逮捕・拘留条件の規制と厳格化
3. 代用刑事施設制度の廃止
4. 拘置所での拘留の義務付け
5. 尋問の録音・録画の義務付け(取調べの可視化)

などが挙げられます。しかしなかなか完全な実施には至っていません。特に代用刑事施設制度を含む取調べの体制は大きな問題があります。密室で行われるため不透明な部分が多く、いまだに不当な取調べが行われていることが指摘されています。取調べの完全なる可視化は冤罪を捜査段階で防ぐにはとても重要な課題です。検察・警察は取調べの一部録画を始めましたがしかしどの部分を録画するかは検察・警察次第ですので自分達に都合のいい部分だけを録画する可能性は否定できません。2009年に始まった裁判員裁判制度も冤罪の抑止力になることが期待されています。プロの思い込みで、市民常識から離れた裁判をすることを防ごうとする制度です。市民常識による正しい判断が望まれています。しかし検察・警察の様々な制度が変わらない限り、なかなか難しいと思われます。

余談ですが冤罪に対する補償も低く、拘束1日に1000円~12500円だそうです。因みに免田事件で無罪となった男性は34年以上拘束され、9000万円程だったそうです。その大半が裁判費用に充てられ自分の手元にはほとんど残らなかったそうです。こういった補償もこれから変えていかなければならないと思います。

出典: 井上 薫/著 『平気で冤罪をつくる人たち』 PHP 研究所 2010年

陪審制度を復活する会/著 『司法の冤罪は防げるか』 奈良新聞社 2011年

オススメ展示図書



『司法の犯罪』

陪審制度を復活する会/著
奈良新聞社 2011

プロの裁判官により多くの冤罪が
生み出されてきている。しかし
冤罪への抑止力のひとつと期待
されている裁判員裁判も決して
冤罪を防げるものではない。



『平気で冤罪をつくる人たち』

井上 薫/著
PHP 研究所 2010

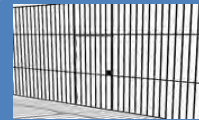
どうして日本の刑事事件の
有罪率は99%なのか?日本の
裁判官には誤った判決を
生んでしまう心理的要因が。
元裁判官が明かす司法の「本音」と
「建前」。



『取調べ「全面可視化」をめざして』

江副 浩正他/編
中央公論新社 2010

リクルート事件の江副氏とその
弁護団が裁判員制度を含む
司法制度の問題点を指摘し、
望ましい司法制度の在り方に
ついて語る。



『冤罪はいつまで続くのか』

矢沢 昇治/編
花伝社 2009

繰り返される冤罪を断ちきるか
冤罪が作りだされる構造を
様々な角度から検証し、冤罪に
ついて改めて考える。

《冤罪関連図書一覧》

書名	著者・編集者名	出版者名	出版年
検事失格	市川 寛/著	毎日新聞社	2012
冤罪を生まないための裁判員制度	小嶋 信他/著	日本加除出版	2012
誤認逮捕 -冤罪はここから始まる-	久保 博司/著	幻冬舎	2011
さすらい検事の捜査いろは唄	大塚 清明/著	新風書房	2011
市民を陥れる司法の罟	木村 郎/著	南方新社	2011
証拠改竄	朝日新聞取材班/著	朝日新聞出版	2011
調査報道がジャーナリズムを変える	田島 泰彦/編	花伝社	2011
冤罪の恐怖	大谷 昭宏/著	ソフトバンククリエイティブ	2011
取調べの可視化へ	指宿 信/編	日本評論社	2011
裁かれる者	沖田 光男/著	かもがわ出版	2011
冤罪をつくる検察、それを支える裁判所	里見 繁/著	インパクト出版社	2010
取調べの「全面可視化」をめざして	江副 浩正他/著	中央公論新社	2010
冤罪法廷 特捜検事の落日	魚住 昭/著	講談社	2010
司法殺人	根本 行雄/著	影書房	2010
人は人を裁けるか	真田 芳憲/著	佼成出版社	2010
この人を見よ 後藤昌二郎の生涯3	後藤 昌二郎/著	日本評論社	2010
誰が司法を裁くのか	リーダーズノート編集部/編	リーダーズノート	2010
反冤罪	鎌田 慧/著	創森社	2009
裁判所の大墜落	森田 義男/著	コスモの本	2009
ごめんて済むなら警察はいらない	柳原 浩/編	桂書房	2009
裁判員と犯罪報道の犯罪	浅野 健一/著	昭和堂	2009
検証 免田事件	熊本日新聞社/編	現代人文社	2009
痴漢冤罪の恐怖	井上 薫/著	日本放送出版	2008
死刑台からの生還	鎌田 慧/著	立風書房	2007
左手の証明	小沢 実/著	ナ・コーポレート・コミュニケーション	2007
なぜ、いま代用監獄か	小池 振一郎/編	岩波書店	2006
代用監獄・拘置所改革のゆくえ	刑事立法研究会/編	現代人文社	2005

是非一度とってみて下さい!!

冤罪について調べる方に

1. 情報検索のキーワード

様々な「キーワード」を使うことで、効率的な情報の検索が可能になります。

* 冤罪 * 自白強要 * 別件逮捕 * 人質司法 * 取調べの可視化 * 誤審 * シナリオ捜査
* 見込み捜査 * 代用刑事施設 * 痴漢冤罪 * 接見交通権

2. 裁判に関する用語

裁判に関する用語の意味を調べてみましょう。

図書館で探す

『コンパクト法律用語辞典』 尾崎哲夫／著 自由国民社 320.3オ

・・・基本的な法律用語約2900語を、「です・ます」調でやさしく解説。法学一般の基本的な概念を理解するための用語や、六法などの「これだけは知っておきたい」キーワードを厳選し、横組みレイアウトで50音順に掲載。

『法律用語がわかる辞典』 尾崎哲夫／著 自由国民社 320.3オ

・・・六法・主要法分野の基本用語約2700語を具体例などを用いてやさしく解説し、コンパクトにまとめた辞典。50音順の用語配列ですばやく引ける。平成21年1月1日までの重要な法改正をふまえた第5版。

3. 雑誌で探す

関連する雑誌で判例の背景等について調べてみましょう。



雑誌で探す

『判例時報』(旬刊:月3回) 判例時報社 * 中央図書館で閲覧可能

・・・最も一般的な判例紹介誌。

主要な裁判所判例及び重要な下級審判例の全文を掲載しており、冒頭にその判例の背景、要旨、意義等についての解説が付されている。

『ジュリスト』(半月刊) 有斐閣 * 東中野・中央図書館で閲覧可能

・・・「判例時報」誌と並ぶ判例紹介誌のひとつ。

社会現象と法律実務を結ぶ法律総合雑誌であり、論文の掲載が多いのが特徴。

4.判例について探す

実際にどのような裁判が行われているのか調べてみましょう。

図書資料で探す

『有斐閣判例六法 平成23年度版』 井上正仁／編集代表 有斐閣 320.9ユ

- ・・・判例を主要な法令の条文ごとに整理要約し、「カタカナ法令」を平仮名化した携帯六法。判例約11,900件、法令98件を掲載。

『判例セレクト』 法学教室編集室／編 有斐閣 320.9ユ

- ・・・『法学教室』の付録「判例セレクト」の2001～2008に掲載した解説及び判例の動きをまとめ、憲法編・民法編・刑法編に分けて収録。

インターネットで探す

『裁判例検索』 最高裁判所 <http://www.courts.go.jp>

- ・・・最高裁が提供する裁判例検索システム。裁判所名・事件番号・裁判年月日等で検索可能。最高裁判所判例集及び下級裁判所判例集については過去3ヶ月以内、知的財産裁判例集については過去1ヶ月以内の各判決の一覧を表示。



5.インターネットを活用する

インターネットで冤罪について調べてみましょう。

日本国民救援会 <http://www.kyuenkai.org>

- ・・・人権や民主主義に照らし合わせ弾圧事件、冤罪事件に立ち向かう人々を支援。

日本弁護士連合会 <http://www.nichibenren.or.jp>

- ・・・日本の全ての弁護士が所属。冤罪のみならず様々な情報を発信。

冤罪（誤判）防止コム <http://www.enzaiboushi.com>

- ・・・国民や裁判員になられる人達に対して冤罪防止のための情報を発信。

検察審査会

皆さんは検察審査会を御存じですか？裁判員裁判と同じく国民が参加するもう一つの司法制度です。裁判員裁判よりも歴史が古く昭和23年にこの制度が確立されました。今までに5.5万人以上が参加しています。

検察審査会って何？

国民の中から“くじ”で選ばれた11人が検察官が裁判にかけなかった事件（不起訴処分）を審査する機関です。期間は6ヶ月で月に1～2回。

【審査会の開始】

申立て

不起訴処分となった事件に納得のいかない被害者、告訴・告発した人が申立てをします。

職権開始

審査会自体が新聞記事などで知りえた情報をきっかけに審査会の過半数以上の議決があれば審査。

【審査会会議】

審査は検察庁に提出された書類(捜査記録等)・物を調べることにより行いますが場合によって検察官への聴取、申立人・証人の尋問、が出来ます。法律問題点等について弁護士である審査補助員を委嘱出来ます。

【議決】

- ① 起訴相当
- ② 不起訴不当
- ③ 不起訴相当

の3つのうちいずれかの議決をします。

【審査会第2段階】

この第2段階で“起訴すべきである”と議決されると裁判所が指定した弁護士が検察官に代わり公訴を起訴します。

